

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県、足柄下郡真鶴町

3. 地域再生計画の区域

神奈川県足柄下郡真鶴町の区域の一部（真鶴港及び岩漁港）

4. 地域再生計画の目標

真鶴町は、人口9,150人（平成16年3月31日現在）、面積7.02km²（平成15年10月1日現在）で、神奈川県西部の真鶴半島に位置し、相模湾に面した町である。

四季を通じて温暖な気候で、原生林が広がる真鶴半島は、県立自然公園に指定されるとともに、周囲の水域も良好な水質であることから、様々な魚介類が生息する豊かな自然環境を有している。

一方、文化面では寛平元年（889年）に創建された貴船神社等の歴史的建造物、日本三大船祭りの一つで国の無形民俗文化財にも指定されている貴船まつり等があり、毎年数多くの観光客が訪れている。

そうした環境にあって、真鶴港及び岩漁港は、どちらも地域経済の核となる天然の良港である。真鶴港は古くから漁業と石材海運業を中心とした海上交通基地、荒天時における漁船・石材船等の避難場所として重要な役割を担ってきたが、近年ではマリナーが立地し、遊漁船、観光遊覧船の運航等の観光レクリエーション基地としての役割も担うようになった。岩漁港は漁業を中心としているが、こちらもマリナーの機能を有している。

しかし、最近、平成6年の観光客数に対して平成16年は約100万人と約50%も減少するなど、真鶴町への観光客は減少の一途をたどり、地場産業の主体である漁業においても、真鶴町の漁獲量が昭和60年の2,700tから平成14年には1,400tに減少している。

また、地域経済を牽引するはずの二つの港ともに、多くの施設が昭和20年代又はそれ以前に整備されたもので老朽化が著しく、真鶴港では、外洋に面した港であることから港内静穏度の不足による暴浪被害の多発が、また岩漁港においては、漁港施設整備の遅れに伴う漁業近代化への妨げが課題となっている。

さらに、近年その切迫性が指摘されている南関東地震、神奈川県西部地震による津波被害の軽減、港を利用した防災対策の強化への取組みも緊急の課題である。

このような中で、真鶴町では町民参加のもと「第3次真鶴町総合計画（平成13年3月）」を策定し、特に港湾・漁港分野で「海と緑にいだかれたところよいまち」、「地域に息づくにぎわいと活力あるまち」という目標のもと、「安全で快適な生活環境の形成」、「観光の振興と新たな産業おこし」、「地場産業の振興」の施策を推進することとした。

また、真鶴町漁業協同組合が、平成 16 年度から水産庁の「漁村コミュニティ支援事業」を活用した体験定置網の実施、魚まつりの開催を通して、都市漁村交流に取り組んでいるほか、地域住民の立場から港を再評価し、港を利用する地域産業・海に開かれた特性を活かす「みなとまちづくり」の活動により、活力ある港づくりを進めるなど、町民、関係団体、町が一体となった地域づくりが進められている。

県においても、真鶴港について、地域住民、港湾利用者、学識経験者からなる「真鶴港活性化整備計画検討会」を平成 15 年 11 月に設置し、港内の安全性向上及び津波被害の軽減に資する防波堤の整備及び物揚場の改良や公共マリーナ、港湾管理・防災施設、漁業体験施設、駐車場及び遊歩道等の整備により地域の振興を担う「真鶴港活性化整備計画（平成 17 年 3 月）」を策定し、活力ある港づくりを地域と一体となって進めることとしている。

そこで、こうした取組みを通じた地域の活性化を確固たるものとするために、地域再生計画に基づく港整備交付金を活用して真鶴港、岩漁港の両港を一体的に整備する。

まず、真鶴港については、防波堤等の整備による港内静穏度の向上により、台風等の荒天時における漁船・石材船等の避難泊地としての役割を確立させる。岩漁港所属漁船は、現在避難先を他市町の漁港に依存しているが、これを真鶴港の泊地利用に切り替えることにより、出漁時間の増加等効果的な漁業活動の実施が可能となる。

一方、岩漁港では、漁業の近代化に向けて、最新漁業機械等の導入による漁船の大型化が不可欠であるが、岩漁港では、波浪による被害を軽減する防波堤の改良、物揚場の改良を図り、漁船が安心して停泊できる漁港環境を実現する。

こうした防波堤の整備等による港内静穏度の向上、老朽化した港湾・漁港施設の改良により、港利用の安全・効率化が向上し輸送時間の短縮が図られることから、石材運搬の効率化が期待できる。また、港内の静穏度が向上すると、マリーナとして利用するレクリエーション用の小型船舶の利用頻度が更に増し、港を利用する産業の振興を通じて、観光による地域の活性化が進んでいく。

また、漁業施設の近代化、漁業活動の休業時間の短縮を図ることで、両港あわせての漁獲量を平成 21 年度には、平成 14 年度比で 20%（300 t）の増加を目指す。

さらに、真鶴港の防波堤整備は津波対策としても効果があり、災害に強い港づくりにつながるとともに、両港の整備は、陸路が寸断された場合の輸送手段の確保としても、地域の人々にとっての安心・安全に資するものとなる。

そして、港を利用する地域の産業が活性化することにより、訪れる人々やそこに住む人々の交流がさかんになり、地域に息づくにぎわいと活力のあるまちづくりを進めていく。

- (目標 1) 地場産業の振興 (他の施策との連携で、年間観光者数を約 10% 増加させ、約 110 万人とするとともに、年間漁獲量も約 20% (300t) 増加させ、約 1,700 t を見込む)
- (目標 2) 港の安全な利用 (真鶴港においては、岸壁の利用可能日数を年間 288 日から 328 日に向上させるとともに、津波被害の軽減を図る。また、岩漁港においては、波浪被害の軽減や漁船への大型化への対応を図る。)

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

「第 3 次真鶴町総合計画（平成 13 年 3 月）」や漁業協同組合による都市漁村交流、地域での合意を得ながら活力ある港づくりをめざす「みなとまちづくり」の取組みを進めるとともに、港整備交付金を活用して、地域経済の核である真鶴港、岩漁港の基盤整備を行い、地域の活性化並びに災害時の緊急物資受入れ港等の防災機能向上の役割を担う。

真鶴港においては、安全性の確保（静穏度の向上）、津波被害の軽減、観光及び地場産業の振興に資するため、防波堤の整備及び物揚場の改良を行うほか、岩漁港においては、波浪被害の軽減や漁船の大型化に対応するための防波堤及び物揚場の改良を行う。また、港を利用する地域を中心に、観光振興や漁業振興の取組みを独自に行い、総合的に地域の活性化を目指している。

5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類、事業主体]

- | | |
|------------|------|
| ・港湾施設（真鶴港） | 神奈川県 |
| ・漁港施設（岩漁港） | 真鶴町 |

[事業区域]

- ・真鶴港及び岩漁港

[整備量]

- ・港湾施設 ... 物揚場、防波堤
- ・漁港施設 ... 物揚場、防波堤

[事業期間]

- ・港湾施設（平成 17 ～ 21 年度）
- ・漁港施設（平成 18 ～ 20 年度）

[整備交付金の総事業費]

15 億 2,000 万円

- | | | |
|-------|---------------|----------------------|
| ・港湾施設 | 14 億 4,300 万円 | （うち交付金 5 億 7,720 万円） |
| ・漁港施設 | 7,700 万円 | （うち交付金 3,850 万円） |

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

都市漁村交流の推進

真鶴町漁業協同組合は、平成 16 年度より水産庁の「漁村コミュニティ支援事業」を活用した体験定置網の実施、魚まつりの開催により、都市漁村交流を図りつつ地域の活性化に取り組んでいる。

真鶴港みなとまちづくり協議会の活動

地域住民の立場から港を再評価し、港を利用する地域産業・海に開かれた特性等を活用し、地域合意を得ながら活力ある港づくりをめざす「みなとまちづくり」の活動を行っている。

真鶴港みなとまちづくり協議会（平成 16 年 12 月 1 日設立）

（構成） 自治会、観光協会、商工会、漁協、町

（活動内容） ・真鶴港活性化整備計画の実現に向け協議会において作成されたリーフレットを活用した広報活動等の推進
・真鶴半島駅伝競走大会（1 月）、貴船祭り（7 月）、商工まつり（10 月）等の支援活動

町案内人制度の推進

真鶴町観光協会は真鶴町と連携し、観光ボランティアガイドの育成と活動の推進を図るため、観光ボランティアガイドブックやユニフォームを作成するとともに、協議会を設立して観光ボランティアガイドの活動を支援している。

観光振興の推進

真鶴町は、観光ニーズを踏まえ、農業、漁業と観光を複合させた観光まつり・商工まつりの開催、体験型観光の推進、修学旅行等の体験型学習受入れ等の観光振興に取り組んでいる。

真鶴半島の保全・整備

県と真鶴町は、釣り人、ハイカー、観光客等が、住民の誇りであり貴重な財産である真鶴半島の原生林や自然海岸を体験できるように、「県立真鶴半島自然公園の保全と利用に関する推進会議」を設置し、樹木の補植、清掃活動、指導・監視パトロール等の環境保全活動を行うとともに、園地、遊歩道、駐車場等の自然公園施設の再整備に取り組んでいる。

漁業の振興

真鶴町は、海の恵みを守りはぐくむ視点から、水産資源の保護育成のための漁場改良、栽培漁業の推進及び漁業生産拡大のための金融対策等による漁業の近代化に取り組んでいる。

6．計画期間

平成 17 年度～ 21 年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、「真鶴港活性化整備計画検討会」を岩漁港も含む検討会に改組し、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし